

奈良市景観計画 月ヶ瀬歴史的景観形成重点地区

東部山間地域に位置する月ヶ瀬地区は、江戸時代、平坦な土地が少ないなかで米に代わる収入源として、烏梅の生産が盛んになり、競って畑や山を開いて梅を植樹し、あたり一面梅で埋めつくす梅林の景観が形成されました。この梅林は、名張川の渓谷と一体となった景勝地「月ヶ瀬梅林」として、大正11年に国名勝に指定され、現在も奈良の主要な観光地の一つとなっています。また、その周辺には山間の傾斜を巧みに利用して家々が建てられ、茶畑等の農地が拓かれ、周囲の自然と集落や人々の暮らしが一体となった景観が形成されてきました。

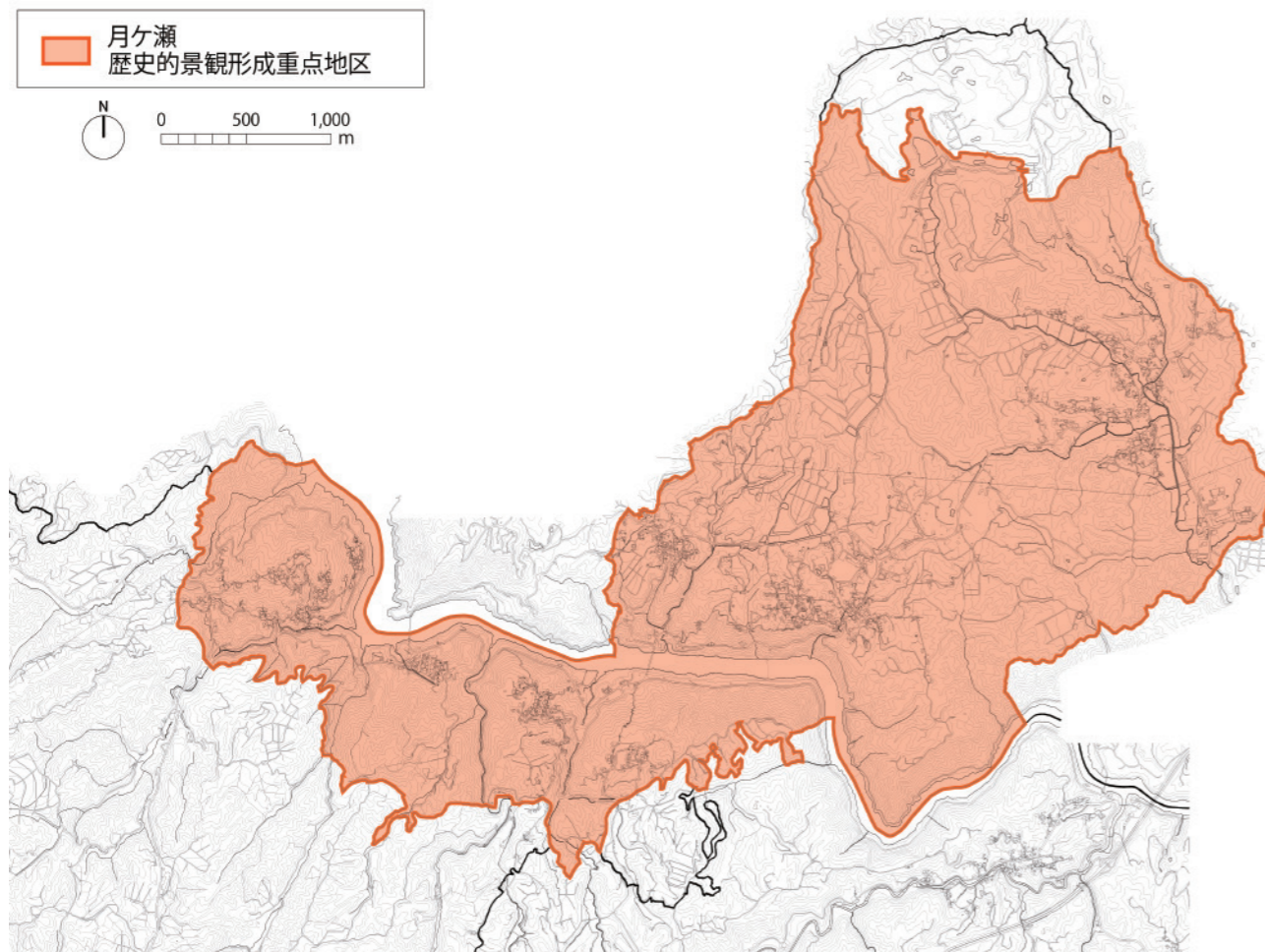


名勝月ヶ瀬梅林と名張川の渓谷、周囲の山林等が作り出す自然豊かな景観、茶や烏梅などの生業・伝統産業と一体となった文化的な景観、山間地域特有の立体的に連なる集落景観など、月ヶ瀬地区の自然や歴史・文化を反映した個性豊かな景観の保全・形成を推進します。

指定区域図

名勝月ヶ瀬梅林を中心に、その周辺の集落・河川・山林等を含む区域。

※景観計画の景観構造図において、月ヶ瀬地区で「歴史拠点景観区域」「歴史的な風土景観区域」に設定している区域（面積：約1,250ha）



景観形成基準 その1

| 項目 | 景観形成基準 | 解説ページ | | | |
|---------|--|--|--|--|---------|
| 共通 | a-1 | ・景観区域・景観軸の景観形成方針並びに景観形成重点地区の景観形成方針に基づいた計画・設計を行い、周辺景観との調和に配慮すること。 | 115 | | |
| | a-2 | ・伝統的な町家や農家等が残る敷地においては、構成する歴史的建築物や工作物、樹木等の保存並びに旧態の復原に努めること。 | 115 | | |
| | a-3 | ・『奈良市眺望景観保全活用計画』に定める「重要眺望景観」を阻害しない配置・規模、形態・意匠とすること。 | 15 | | |
| 建築物の建築等 | 配置規模 | a-4 | ・威圧感・圧迫感の軽減や道路等からの見え方、町並みやスカイラインの連続性の確保等に配慮した配置・規模とすること。 | 16-17 | |
| | | a-6 | ・現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避けること。 | 18 | |
| | | a-10 | ・農地の広がり感を阻害しないこと。 | 18 | |
| | 形態意匠 | a-11 | ・長大な壁面となる場合は、適度な凹凸や色彩の濃淡による壁面の分節化などにより、圧迫感の軽減および単調な壁面とならない措置を講ずること。 | 19 | |
| | | a-12 | ・周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。 | 19 | |
| | | a-16 | ・道路に面する屋根（下屋を含む）は、勾配屋根を用い、勾配は10分の3から10分の7、軒の出は60cm以上、ケラバの出は30cm程度とすること。 | 118 | |
| | | a-18 | ・道路に面する1階及び2階（ならまち・きたまちC地区は1階のみも可）の外壁には、庇（庇の出は60cm以上、勾配は10分の3から10分の4.5）を設けること。 | 119 | |
| | | a-19 | ・道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より90cm以上後退すること。 | 120 | |
| | | a-20 | ・道路に面する開口部は、周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とし、格子窓などの伝統的な意匠をモチーフに生かすこと。 | 120 | |
| | | a-21 | ・屋上設備や塔屋は、ルーバーによる覆い措置や壁面の立ち上げ等により、道路等から見えないようにすること。 | 121 | |
| | | a-22 | ・配管やダクト類等の壁面設備や室外機等は、道路等に露出して設置しないこと。やむを得ない場合は、外壁面と同色仕上げや緑化による遮蔽などの措置を講ずること。 | 23 | |
| | | a-23 | ・道路に面するバルコニーは、建築物と一体的な意匠とし、道路等から洗濯物や設備等が直接見えない措置を講ずること。 | 23 | |
| | | a-24 | ・道路に面する屋外階段は、建築物との一体化やルーバーによる覆いなどの措置を講ずること。 | 24 | |
| | | a-25 | ・屋根や外壁に太陽光発電設備を設置する場合は、建築物との一体化等により道路等からの見え方に配慮するとともに、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒、濃灰、濃茶、濃紺の模様が目立たないものとする。 | 24 | |
| | | 色彩材料 | a-26 | ・屋根や外壁その他これらに準ずる箇所の色彩は、別表2に示す色彩基準に適合すること。ただし、無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。 | 121-123 |
| | | | a-28 | ・多色の使用は避け、複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差を小さくし、色彩調和に配慮すること。また、同一敷地内の建築物相互の色彩調和にも配慮すること。 | 31 |
| | | | a-29 | ・パターン柄等による過度な模様・配色は用いないこと。 | 32 |
| | | | a-32 | ・外壁に使用する主要な材料・仕上げは、光沢のないものとする。 | 32 |
| | | | a-33 | ・外観に光源等の装飾を施さないこと。 | 124 |
| | | 緑化外構等 | a-34 | ・駐車場や駐輪場は、適切な位置に設け、オープンスペースは在来種等を用いて緑化することにより、道路等からの見え方や周辺景観との連続性に配慮すること。 | 33 |
| a-35 | ・在来種等を用いた樹木や生垣等により、敷地面積の3%以上を緑化すること。なお、緑化は敷地の道路側に行い、高木・中木・低木等を組み合わせるなど、量感と連続性の創出に配慮すること。 | | 125 | | |
| a-36 | ・夜間照明は、光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないよう配慮すること。 | | 33 | | |

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

奈良市景観計画 月ヶ瀬歴史的景観形成重点地区

景観形成基準 その2

| 項目 | 景観形成基準 | 解説 ページ | |
|-----------------------|--------|---|-----|
| 工作物の 建設等 | a-37 | <ul style="list-style-type: none"> 外観の色彩は、別表2に示す色彩基準に適合すること。 なお、高圧鉄塔・携帯基地局設備等・棒状工作物・自動販売機は、それぞれ次のマンセル値を基準とすること。 <ul style="list-style-type: none"> 高圧鉄塔、野立ての携帯基地局設備、棒状工作物、自動販売機：5YR 2/1.5 程度 屋上に設置する携帯基地局設備等：N4 ただし、安全上やむを得ない場合や無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。 | 126 |
| | a-40 | ・外観に光源等の装飾を施さないこと。 | 127 |
| | a-41 | ・地上に太陽光発電設備を設置する場合は、樹木の伐採は必要最小限とし、道路等から展望できる部分においては、緑化や格子・ルーバー等による修景を行うこと。また、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。 | 34 |
| 開発行為 土地の形質 の変更等 | a-42 | ・地形の改変を必要最小限とし、長大な擁壁・のり面を生じさせないこと。 | 35 |
| | a-43 | ・擁壁は、自然石を使用した石積み又はこれに類する外観を有するものとする。 | 128 |
| | a-44 | ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、在来種等を用いて緑化すること。 | 36 |
| | a-45 | ・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 | 36 |
| | a-47 | ・土石の採取等は整然と行い、必要に応じて緑化や塀の設置等により周辺景観と調和させること。 | 37 |
| | a-48 | ・土石の採取等の跡地は、在来種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を速やかに行うこと。 | 37 |
| 物件の堆積 | a-49 | ・整然とした堆積を行い、位置や高さの工夫並びに緑化や塀・柵等による遮蔽・修景を行うこと。 | 38 |
| | a-50 | ・緑化による遮蔽・修景にあたっては、在来種等を用いて周辺の植生との調和を図ること。 | 38 |

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

地区のデザインイメージ

月ヶ瀬

配置・規模

- 農地の広がり感を阻害しない

屋上設備・塔屋

- ルーバーによる覆い措置や壁面の立ち上げ等による見え方の配慮

庇

- 1、2階に庇
- 勾配：3/10～4.5/10
- 庇の出：60cm以上

外壁材料・仕上げ

- 光沢のないもの
- 光源等の装飾を施さない

屋根形状

- 勾配屋根
- 勾配：3/10～7/10
- 軒の出：60cm以上
- ケラバの出：30cm程度

壁面の位置

- 3階以上の道路側外壁面は、1階の外壁面より90cm以上後退

色彩

- 色彩基準2-②

緑化

- オープンスペースは可能な限り在来種等で緑化
- 緑化面積：敷地面積の3%以上（敷地の道路側）

色彩基準

| 基準区分 | 建築物の外壁等、工作物 | | 建築物の屋根 | |
|-----------------------|---------------|--------|--------|--------|
| | 2-② | | 2-② | |
| 色相 | 明度 | 彩度 | 明度 | 彩度 |
| 0.0R 以上 5.0R 未満 | 7.0 超 | × | × | × |
| | 5.0 超 7.0 以下 | 1.0 以下 | | |
| | 2.0 以上 5.0 以下 | 2.0 以下 | | |
| 5.0R 以上 10.0R 未満 | 2.0 未満 | × | × | × |
| | 7.0 超 | × | | |
| | 5.0 超 7.0 以下 | 2.0 以下 | | |
| 0.0YR 以上 5.0YR 未満 | 2.0 以上 5.0 以下 | 3.0 以下 | 4.0 超 | × |
| | 2.0 未満 | × | | |
| | 7.0 超 | × | | |
| 5.0YR 以上 10.0YR 未満 | 5.0 超 7.0 以下 | 2.0 以下 | 4.0 超 | × |
| | 2.0 以上 5.0 以下 | 4.0 以下 | | |
| | 2.0 未満 | × | | |
| 0.0Y 以上 5.0Y 未満 | 2.0 以上 5.0 以下 | 4.0 以下 | 4.0 超 | × |
| | 2.0 未満 | × | | |
| | 7.0 超 | × | | |
| 5.0Y 以上 10.0Y 未満 | 5.0 超 7.0 以下 | 3.0 以下 | 4.0 以下 | 1.0 以下 |
| | 2.0 以上 5.0 以下 | 4.0 以下 | | |
| | 2.0 未満 | × | | |
| その他色相 | × | × | × | × |
| 無彩色 | 7.0 超 | × | 4.0 超 | × |
| | 2.0 以上 7.0 以下 | ○ | | |
| | 2.0 未満 | × | | |

※：低層部（1・2階）の外壁等に限っては、無彩色についてはN9.0以下も認める。

詳細を示した、『奈良市景観計画』や基準をイラスト化した『奈良市景観ガイドライン』は奈良市ホームページをご覧ください。
 (「奈良市役所ホームページのトップページ」→上部「暮らし・手続き」
 →「住まい・引っ越し」→「景観・風致・屋外広告物等」)